○内閣府令経済産業省令第四号

消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第四十九号）の施行に伴い、及び特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）を実施するため、特定商取引に関する法律第六十一条第一項に規定する指定法人が行う同条第二項第四号に規定する特定商取引に関する苦情処理又は相談に係る業務を担当する者を養成する業務に関する省令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　二階　俊博

特定商取引に関する法律第六十一条第一項に規定する指定法人が行う同条第二項第四号に規定する特定商取引に関する苦情処理又は相談に係る業務を担当する者を養成する業務に関する省令の一部を改正する命令

特定商取引に関する法律第六十一条第一項に規定する指定法人が行う同条第二項第四号に規定する特定商取引に関する苦情処理又は相談に係る業務を担当する者を養成する業務に関する省令（平成十二年通商産業省令第二百十号）の一部を次のように改正する。

題名中「省令」を「命令」に改める。

第一条中「省令」を「命令」に改める。

第三条中「経済産業大臣」を「内閣総理大臣及び経済産業大臣」に改める。

附　則

この命令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

○内閣府令国土交通省令第一号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の二第一項、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の七及び第十二条の八並びに旅行業法施行令（昭和四十六年政令第三百三十八号）第一条第一項（第二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、旅行業者等が旅行者と締結する契約等に関する規則を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　金子　一義

旅行業者等が旅行者と締結する契約等に関する規則

（用語）

第一条　この命令において使用する用語は、旅行業法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（軽微な変更）

第二条　法第十二条の二第一項の国土交通省令・内閣府令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一　保証社員である旅行業者の旅行業約款にあっては、次に掲げる事項の変更

イ　その所属する旅行業協会の名称又は所在地

ロ　その者に係る弁済業務保証金からの弁済限度額

二　保証社員でない旅行業者の旅行業約款にあっては、営業保証金を供託している供託所の名称又は所在地の変更

三　保証社員でない旅行業者が保証社員となった場合における旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）第二十三条第七号に掲げる事項を同条第六号に掲げる事項に改める変更

四　保証社員である旅行業者が保証社員でなくなった場合における旅行業法施行規則第二十三条第六号に掲げる事項を同条第七号に掲げる事項に改める変更

（取引条件の説明）

第三条　法第十二条の四第一項に規定する取引条件の説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。

一　企画旅行契約を締結しようとする場合にあっては、次に掲げる事項

イ　企画旅行を実施する旅行業者（以下「企画者」という。）の氏名又は名称

ロ　企画者以外の者が企画者を代理して契約を締結する場合にあっては、その旨

ハ　旅行の目的地及び出発日その他の日程

ニ　旅行者が旅行業者等に支払うべき対価及びその収受の方法

ホ　旅行者がニに掲げる対価によって提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容

ヘ　ニに掲げる対価に含まれていない旅行に関する経費であって旅行者が通常必要とするもの

ト　企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）の参加者数があらかじめ企画者が定める人員数を下回った場合に当該企画旅行を実施しないこととするときは、その旨及び当該人員数

チ　契約の申込方法及び契約の成立に関する事項

リ　契約の変更及び解除に関する事項

ヌ　責任及び免責に関する事項

ル　旅行中の損害の補償に関する事項

ヲ　旅行に参加する資格を定める場合にあっては、その旨及び当該資格

ワ　旅行の目的地を勘案して、旅行者が取得することが望ましい安全及び衛生に関する情報がある場合にあっては、その旨及び当該情報

二　企画旅行契約以外の旅行業務に関する契約（次号に規定する契約を除く。）を締結しようとする場合にあっては、次に掲げる事項

イ　契約を締結する旅行業者の氏名又は名称

ロ　旅行業者代理業者が所属旅行業者を代理して契約を締結する場合にあっては、その旨

ハ　旅行業務の取扱いの料金に関する事項

ニ　前号ハからヘまで及びチからワまでに掲げる事項

三　法第二条第一項第九号に掲げる行為に係る旅行業務について契約を締結しようとする場合にあっては、第一号ニ及びホに掲げる事項

（書面の交付を要しない場合）

第四条　法第十二条の四第二項の国土交通省令・内閣府令で定める場合は、旅行業者等が対価と引換えに法第十二条の五に規定するサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付する場合とする。

（書面の記載事項）

第五条　法第十二条の四第二項の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　企画旅行契約を締結しようとする場合にあっては、次に掲げる事項

イ　企画者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

ロ　企画者以外の者が企画者を代理して契約を締結する場合にあっては、その旨並びに当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

ハ　当該契約に係る旅行業務を取り扱う営業所の名称及び所在地（外務員が書面を交付する場合にあっては、当該外務員の氏名並びにその所属する営業所の名称及び所在地）

ニ　当該契約に係る旅行業務取扱管理者の氏名及び旅行者の依頼があれば当該旅行業務取扱管理者が最終的には説明を行う旨

ホ　第三条第一号ハからワまでに掲げる事項

二　企画旅行契約以外の旅行業務に関する契約（次号に規定する契約を除く。）を締結しようとする場合にあっては、次に掲げる事項

イ　契約を締結する旅行業者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

ロ　旅行業者代理業者が所属旅行業者を代理して契約を締結する場合にあっては、その旨並びに当該旅行業者代理業者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

ハ　第三条第一号ハからヘまで及びチからワまで、同条第二号ハ並びに前号ハ及びニに掲げる事項

三　法第二条第一項第九号に掲げる行為に係る旅行業務について契約を締結しようとする場合にあっては、第三条第一号ニ及びホに掲げる事項